

伊 長 寿 第 5 2 8 号
令和 6 年 9 月 2 0 日

各指定居宅介護支援事業所の開設者
各指定介護予防支援事業所の開設者
各指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の開設者
各指定第 1 号事業（相当サービス）所の開設者

} 様

伊万里市長寿社会課長 末石 雅彦
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について（通知）

日頃より、介護保険行政の推進について、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、行政手続法第 3 6 条に基づき、下記のとおり令和 6 年度の集団指導を実施することとしましたので、ご確認のうえ受講をお願いします。

なお、資料につきましては、後日、市ホームページに掲載していく予定としておりますので、事前に印刷のうえお持ちください（資料の掲載日については決まり次第お知らせします。）。

記

1 開 催 日 令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）

2 場 所 ・ 時 間

(1) 伊万里市役所 大会議室（本館 4 階）

	時 間 帯	サ ー ビ ス
1	13:20～14:15	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
2	14:30～15:25	地域密着型通所介護、第 1 号事業（通所介護相当サービス、通所型サービス A）
3	15:40～16:35	居宅介護支援、介護予防支援

(2) 伊万里市役所 第 3 会議室（本館 3 階）

	時 間 帯	サ ー ビ ス
1	10:45～11:40	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第 1 号事業（訪問介護相当サービス）
2	13:20～14:15	（介護予防）認知症対応型通所介護
3	14:30～15:25	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
4	15:40～16:35	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※開始 1 0 分前から受付を行います（各サービス共通）

3 対 象 者

- (1) 伊万里・有田地区の指定居宅介護支援事業所の管理者等
- (2) 伊万里・有田地区の指定介護予防支援事業所の管理者等
- (3) 伊万里・有田地区の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の管理者等
- (4) 伊万里・有田地区の指定第1号事業（相当サービス）所の管理者等

※会場の都合上、出席者は各事業所1名とさせていただきます。

4 指 導 内 容

介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容等

5 そ の 他

- (1) 当日は、伊万里市ホームページ掲載の集団指導資料を印刷の上ご持参ください。
- (2) 当日は、「出席兼質問票」に必要事項を記入し、受付に提出してください。
- (3) 集団指導への参加がない場合は、集団指導を受講していないものとして、優先的に運営指導を実施する場合があります。
- (4) やむを得ず当日出席できない場合はご相談ください。
- (5) 指導内容への質問については後日まとめて回答しますので、質問票に記入し電子メール、郵送又はFAXにて提出してください。

6 掲 載 場 所

【伊万里市のトップページ＞組織から探す＞健康福祉部・長寿社会課＞介護事業者の方へ＞令和6年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について】

（※現在、資料の準備中です。）

＜問合先＞

伊万里市長寿社会課 介護給付係 松尾

TEL：0955-23-2154

FAX：0955-22-7844

Email:kaigo-kyufu@city.imari.lg.jp